

鈴鹿市高齢者安全運転支援装置設置費補助制度について

近年、全国的に高齢ドライバーの運転操作誤りによる交通事故が多発しています。中でも、アクセルとブレーキの踏み間違いは、大きな事故につながります。

鈴鹿市では、令和2年度に引き続き、高齢ドライバーの交通事故を未然に防ぐため、後付けの安全運転支援装置（ペダル踏み間違い急発進抑制装置）の取付けに要した費用の一部を補助します。

※予算がなくなり次第終了します。

補助制度の説明及び書類発行のお願い

お客様に対して、国のサポカー補助金と併せて、本市の補助制度の説明及び下記書類の発行等についてご協力いただきますようお願いいたします。

- ①購入及び設置に要する費用の支払い手続きが完了したことを証する書類（領収書等）
- ②後付け安全運転支援装置設置販売証明書（鈴鹿市指定様式）

※①、②とも申請者本人名義のものがが必要です。

■補助制度実施期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

■補助対象となる安全運転支援装置の設置期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

■申請期限

安全運転支援装置設置日から3か月以内または令和4年3月31日のいずれか早い日

■補助対象者

- ・市内に住民登録があり、令和4年3月31日現在で70歳以上の方
- ・有効期限内の自動車運転免許証を保有している方
- ・市税を滞納していない方

■補助対象自動車

- ・車検を受けている自家用車（事業用車は対象外）
- ・自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」の欄が申請者の氏名である自動車

■補助金額

- ・安全運転支援装置の購入・設置費用総額の2分の1（千円未満切り捨て）
- ・上限額

障害物検知機能付きペダル踏み間違い急発進抑制装置等	2万円
ペダル踏み間違い急発進抑制装置（障害物検知機能なし）	1万円

※国の補助を受ける場合は、その額を費用総額から除きます。

※自動車の修理や補修費用は対象外です。

（裏面に続く）

【例】総費用4万4千円の後付け装置（障害物検知機能なし）を国の補助を受けて設置した場合

国補助金2万円	市補助金1万円	高齢者負担1万4千円
総費用 4万4千円		

■補助対象となる安全運転支援装置

・後付けペダル踏み間違い時急発進抑制装置で国の認定を受けたもの

◎主な装置 ※今後、新たに認定される装置が増えることが予想されます。

装置名	備考
踏み間違い加速抑制システム（トヨタ自動車株式会社）	障害物検知 機能付き
後付け踏み間違い加速抑制アシスト（日産自動車株式会社）	
踏み間違い加速抑制システム（株式会社ホンダアクセス）	
ペダルの見張り番Ⅱ（株式会社データシステム）	障害物検知 機能なし
S-DRIVE 誤発進防止システム2（株式会社サン自動車工業）	

※令和3年4月1日現在

■申請書類

- 1 鈴鹿市高齢者安全運転支援装置設置費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- 2 装置を設置した自動車の自動車検査証の写し
- 3 自動車運転免許証の写し
- 4 購入及び設置に要する費用の支払い手続きが完了したことを証する書類（領収書等）
- 5 後付け安全運転支援装置設置販売証明書（様式第2号）
- 6 市税の完納を証する納税証明書（完納証明）（申請日前3か月以内に発行されたもの）
- 7 その他市長が必要と認める書類

※申請書は、交通防犯課および地区市民センター窓口で配布するほか、市ホームページから印刷することができます。

■申請受付場所及び受付期間

- 1 受付場所：交通防犯課窓口
- 2 受付時間：市役所閉庁日を除く、平日8時30分から17時15分

補助制度を説明していただく際の注意点

- 1 安全運転支援装置を設置する際には、装置の性能、作動条件（走行速度等）、注意事項等について十分な説明をお願いします。
- 2 補助申請をするための条件に該当しない場合は、補助金を受けられません。制度チラシ等で、補助条件等の詳細を確認するようご案内ください。
- 3 予算がなくなった場合は、申請受付ができなくなります。補助制度の説明には、必ず補助金を受けられるとは限らないことをご説明ください。

【問い合わせ先】 鈴鹿市役所危機管理部 交通防犯課
電話 059-382-9022
受付 月～金 8:30～17:15